

茨城県農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針

令和5年5月（変更）

茨 城 県

## 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の公表について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第5項の規定に基づき、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を令和5年5月9日付けで変更したので、同条第7項の規定に基づき公表する。

なお、本方針は、茨城県における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立及び茨城県総合計画の実現に向けた農業経営基盤の強化の促進に係る施策を示すものである。

令和5年5月9日

茨城県知事 大井川 和彦

# 目 次

ページ

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	本県農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農業構造の目標	1
3	新たに農業を営もうとする青年等の目標	1
4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	2
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	2
1	本県の基本的指標	2
2	地域ごとの基本的指標	9
3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	12
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2	県が主体的に行う取組、農業経営・就農支援センターの体制	12
3	関係機関との連携	12
第4	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	13
1	農地の集積・集約化の推進方向	13
2	農地の集積・集約化に向けた推進体制	13
3	農業経営基盤強化促進事業の推進	14
4	その他農業経営基盤の強化を促進するための事業推進	14
第5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	14

# 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 本県農業の基本的な方向

- 農業産出額（2021年）は4,263億円で全国第3位、東京都中央卸売市場における青果物の取扱金額のシェアは18年連続日本一（2004年～2021年）と高い販売額を維持しているが、販売農家1戸当たりの生産農業所得は393万円で全国第10位（2021年）に留まっている。

これらを踏まえ、本県農業の持続的な成長産業化を実現していくためには、個々の農業者が収益性の高い経営を展開し、得られた利益を事業の多角化などの新しい試みに再投資して更なる経営改善を図る好循環を生み出していく必要がある。

このため、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図る。その上で、県及び市町村は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの確に支援を行う。

- 農業従事者の高齢化による離農が増加しており、本県の販売農家数は2015年から2020年までの5年間で23%（2015年：57,239戸、2020年：43,920戸）減少している。一方、経営規模10ha以上の経営体数はこの5年で1,305経営体から1,625経営体に増加し、農地も平成26年の農地中間管理機構の設置以来、2021年度までに20,613haを担い手に集積したものの、集積率は2023年度の目標66%に対し2021年度で37.8%に留まっていることから、今後は規模拡大を目指す担い手とのマッチングをさらに加速していく必要がある。
- このため、各市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確化した「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（以下、「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を策定し、農地と担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、県、農地中間管理機構、市町村、農業委員会等の関係機関が一体となり、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

### 2 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び農業構造の目標

- 効率的かつ安定的な農業経営のため、主たる農業従事者が目標とする年間労働時間と年間所得を他産業従事者の水準を踏まえ以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	580万円	以上

※なお、上記のほか、第2次県総合計画の中では、「販売金額1億円以上の農業経営体数」を2020年度の311経営体から2025年度に500経営体に増加させる目標を掲げることとしている。

- 各地域において上記の目標を上回ることのできる担い手を明確化し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保するため、「認定農業者制度」の活用を図る。

### 3 新たに農業を営もうとする青年等の目標

- 新たに自ら農業経営を始めようとする青年等に対しては、就農相談、先進農家での事前研修の充実により着実な就農につなげる。その上で、新規就農者等が経営開始から5年後の目標とすべき年間労働時間と年間所得を他産業従事者の同期間の水準を踏まえ以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円	以上

- 各地域において上記の目標を上回り、将来、本県農業の担い手となり得る、意欲ある新規就農者を確保するため、「認定新規就農者制度」の活用を図る。

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標（法第5条第2項第5号）その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 国では「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、担い手が利用する農地面積の割合を2013年時の5割から2023年度までに8割に引き上げる目標を設定し、この推進団体として、2014年度に各都道府県において農地中間管理機構を設置するとともに、各都道府県の集積目標についても国が設定することになり、本県については2013年度の基準農地集積率（26.2%）を10年後に2.5倍にするとの考えから、10年後の2023年度に66%とする目標を設定したところである。
- 一方、本県の担い手への農地の集積率は、2021年度で37.8%（全国27位）に留まっており、目標に対する進捗は遅いが、2013年度から2021年度までの集積率の伸びは14.2%で、全国11位と比較的高い伸びとなっている。
- こうした点を踏まえ、今後、農業従事者の高齢化による農地の委託希望が増えることが予想される中、これまでの本県の集積率の伸び具合と、所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等への農地の集積・集約化に意欲的な地域を県、市町村等が一体となって重点的に支援する施策の展開による政策誘導効果を加味し、7年後の2030年度の担い手への農地集積率の目標を66%に設定する。
- また、県内市町村において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 本県の基本的指標

県内の主要な20の営農類型について、第1の1に掲げた本県農業の基本的な方向に沿って、第1の2で掲げた目標を達成するために必要な最低限の経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

農業経営の基本的指標

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲+飼料用米)	<経営面積> 水田 3,000a (うち借入地2,900a)  <作付面積> 水稲(主食用米) 1,800a 水稲(飼料用米) 1,200a  <農業労働力> 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人	<経営の特徴> ・農地の集積による大規模普通作経営  <主な資本整備> トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 乾燥機50石 3基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台  <土地利用,技術等> 農地中間管理事業による農地集積を図る	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する  計画的な農機具,施設の整備を行う  さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る	臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る

<p>2 普通作 (水稲+小麦+大豆+ 作業受託)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 水田 2,000a (うち借入地1,900a)</p> <p>&lt;作付面積&gt; 水稲 1,200a 小麦 800a 大豆 800a 作業受託 水稲 1,000a (3作業以上・販売名 義・処分権有)</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・農地の集積及び麦,大豆を 取り入れた大規模普通作経 営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン 6条刈り 1台 乾燥機50石 2基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; 農地中間管理事業による農 地集積を図る</p>	<p>作業分散を考慮した 品種別作付計画を作 成する</p> <p>計画的な農機具,施設 の整備を行う。</p> <p>麦,大豆を取り入れる ことにより年間労力 の平準化を図るとと もに,農機具,施設の 利用向上を図る。</p>	<p>雇用条件を整備 し,臨時雇用労働 力を確保する</p>
<p>3 施設野菜 (イチゴ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 30a</p> <p>&lt;作付面積&gt; イチゴ 30a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・イチゴの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; パイプハウス・付帯設備 30a ウォーターカーテン一 式 育苗ハウス 1棟 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 夜冷施設 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; イチゴ栽培に適した水質で あるかを確認する。</p>	<p>環境測定機器の導入 により,増収を図る。</p>	<p>雇用条件を整備 し,臨時雇用労働 力を確保する</p>
<p>4 施設野菜 (トマト)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt; トマト 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・長期どりトマトの専作経 営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 鉄骨ハウス 40a 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 一式 灌水設備 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・地下水位の高い場所での 栽培は避ける</p>	<p>環境測定機器の導入 により,増収を図る。</p>	

<p>5 施設野菜 (ピーマン)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 90a</p> <p>&lt;作付面積&gt; ピーマン促成 10a ピーマン半促成 40a ピーマン抑制 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・ピーマンの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 鉄骨ハウス 50a パイプハウス 40a 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 一式 養液土耕システム 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 &lt;土地利用,技術等&gt;</p>	<p>環境測定機器の導入により,増収を図る。</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>6 施設野菜 (キュウリ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 促成キュウリ 40a 抑制キュウリ 40a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・促成・抑制作型を組み合わせさせたキュウリ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 鉄骨ハウス 40a 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 一式 灌水設備 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 &lt;土地利用,技術等&gt;</p>	<p>環境測定機器の導入により,増収を図る。</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>7 施設野菜 (メロン+トマト)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 150a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 半促成メロン 100a 抑制トマト 50a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・半促成メロン+抑制トマトの年2作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; パイプハウス 150a 灌水設備 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 メロン洗浄機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 &lt;土地利用,技術等&gt;</p>	<p>保温資材や高温時の遮光資材を活用し,適正な温湿度管理を行う。</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>8 施設野菜 (ミズナ・ホウレンソウ・コマツナ等)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 40a</p> <p>&lt;作付面積&gt; ミズナ他 240a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・ミズナの専作経営(年6作)</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; パイプハウス 40a 灌水設備 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 &lt;土地利用,技術等&gt; 連作障害対策として太陽熱消毒の活用や適正施肥を行う。</p>	<p>綿密な種計画を立てる</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>

<p>9 露地野菜 (カンショ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 500a</p> <p>&lt;作付面積&gt; カンショ 500a (うち貯蔵400a)</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・貯蔵出荷を取り入れたカンショの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 育苗ハウス 150坪 トラクター50ps 1台 マルチャー 1台 収穫機 1台 カンショ洗浄機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・前作が野菜などの肥沃地での栽培を避ける</p>	<p>周年,計画出荷を図る</p> <p>貯蔵カンショの導入により,単価向上を図る</p> <p>施設費用を抑えるため,貯蔵は外部委託</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>10 露地野菜 (レンコン)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 水田 200a</p> <p>&lt;作付面積&gt; レンコン 200a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・レンコンの周年出荷による専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 水圧掘取機 2台 動力噴霧機 2台 管理機 1台 作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・健全な種バスを植え付ける</p>	<p>周年,レンコン田の水源を確保する。</p> <p>環境にやさしいレンコン生産のため,減窒素栽培や農業散布回数削減を図る</p>	<p>雇用条件を整備し臨時雇用者の確保や,集出荷施設の利用による労働時間の削減</p>
<p>11 露地野菜 (ネギ+レタス+ハクサイ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 190a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 夏ネギ 70a 春レタス 60a 秋レタス 60a ハクサイ 60a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる露地野菜経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 育苗ハウス 1棟 トラクター50ps 1台 移植機 1台 全自動収穫機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレイヤー 1台 ネギ皮剥き機 1台 レタス包装机 1台 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・排水対策を行う</p>	<p>機械化体系をとる</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>12 果樹 (ブドウ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 80a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 無加温ハウス 30a 雨よけ 50a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・直売主体のブドウ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 無加温ハウス 30a 簡易被覆ハウス(雨よけ) 50a 果樹棚 80a トラクター30ps 1台 スピードスプレイヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台 直売施設兼作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; 欧州系品種を中心に短梢剪定平行整枝による種なし栽培を導入する</p>	<p>巨峰,欧州系品種を組み合わせるなど消費者ニーズに対応した品種を選定する</p>	<p>雇用条件を整備し,臨時雇用労働力を確保する</p>



<p>1 3 果樹 (ナシ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 樹園地 150a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 幸水 80a 豊水 50a あきづき 20a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; 露地ナシ専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 多目的防災網 150a 果樹棚 150a トラクター30ps 1台 マニュアルスプレッダー 1台 スピードスプレーヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台 直売施設兼作業舎 1棟</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・ジョイント仕立てを行い、省力化を図る</p>	<p>新・改植を推進</p> <p>早生から晩生品種までバランスよく構成し労力分散を図るとともに、気象災害のリスクの低減を図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>1 4 施設花き (シクラメン+ポットカーネーション)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 施設 40a</p> <p>&lt;栽培品目&gt; シクラメン 30a ポットカーネーション 25a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・シクラメンとポットカーネーションを中心とした鉢物経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 鉄骨ハウス 40a ベンチ 40a 土壌消毒器 一式 温室の二層カーテンと遮光資材 一式</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; 施設の有効活用,省力化により経費削減を図る</p>	<p>契約販売に合わせ安定した計画出荷を図る</p> <p>消費者ニーズに対応した商品づくりを図る</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>1 5 露地花き(小ぎく)+露地野菜(ネギ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 150a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 小ぎく 100a 秋冬ネギ 50a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・小ぎくを中心とした秋冬ネギとの複合経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 育苗ハウス 1棟 トラクター15ps 1台 トラクター40ps 1台 電照設備 一式 冷蔵庫</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・電照栽培により開花調節を行い、需要期の安定出荷を図る</p>	<p>生産出荷計画に合わせ、適切な労力を配分する</p> <p>小ギクは需要期の安定出荷による有利販売を目指す。</p>	<p>雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する</p>
<p>1 6 特用林産物</p>	<p>&lt;経営規模&gt; シイタケ(原木) 4.5万本</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・生シイタケの専作経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; ほだ場 5,000㎡ 浸水槽 30㎡ きのこ発生室 5棟 クローラ 1台 (キャタピラ7ps) 保冷库 25㎡ フォークリフト 1台 自動植菌機 2台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・周年生産出荷 ・良い菌種を使用し、計画的に植菌を行う ・気象条件に応じた適正なほだ木管理を行う</p>	<p>作業計画表を作成し、効率的な作業を行う</p>	

<p>1 7 酪農</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 750a (うち借入地300a)</p> <p>&lt;飼養規模・作付面積&gt; 総飼養頭数 98頭 うち経産牛 60頭 常時搾乳牛 51頭 飼料畑 750a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 2人 補助的従事者 1人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・経産牛1頭あたり年間泌乳量8,200kg以上の高い能力を持つ牛を飼養する</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 搾乳牛舎 470㎡ 育成牛舎 45㎡ 堆肥舎 680㎡ バンクリーナー 1式 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式 トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 マニユアスプレッダー 1/3台 バキュームカー 1/3台 コーンハーベスター 1/3台 モア-コンディショナー 1/3台 ロールベラー 1/3台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・飼料自給率40%確保のため,750aにとうもろこしとイタリアンライグラスを作付</p>	<p>高い産乳量を維持するため,個体管理を十分行う</p> <p>飼料作物の基幹作業は,共同機械を利用して,減価償却費の削減を図る</p> <p>良質自給粗飼料(WCS含)の安定生産</p>	<p>ヘルパーを月2日間導入し,他産業並みの労働時間の実現を図る</p>
<p>1 8 肉用牛 (繁殖+水稲+飼料用稲+飼料作物)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 水田 200a 普通畑 50a</p> <p>&lt;飼養規模・作付面積&gt; 飼養頭数(成雌牛) 24頭 飼料用米 100a WCS用稲 100a 飼料用トウモロコシ 30a イタリアンライグラス 20a</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・肉用牛繁殖に耕種部門を組み合わせた耕畜複合経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 畜舎 232㎡ パドック 112㎡ 堆肥舎 54㎡ トラクター50ps 1/3台 コーンプランター 1/5台 コーンハーベスター 1/5台 ライムソアー 1/5台 マニユアスプレッダー 1/10台 田植機4条 1台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; 飼料作物を作付けして有効利用を図る</p>	<p>高い繁殖管理技術を身につけ,事故率2%以内に抑えて,1年1産を目指す</p> <p>飼料作物の基幹作業は,共同機械を利用して,減価償却費の削減を図る</p> <p>水稲の収穫から調製作業は,委託する</p>	<p>ヘルパーまたは臨時雇用を導入し,他産業並みの労働時間の実現を図る</p>

<p>19 養豚</p>	<p>&lt;飼養規模&gt; 飼養頭数(種雌豚) 100頭 種雄豚 5頭 子豚 380頭 肉豚 725頭</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 2人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 種雄・交配・育成舎 225.5㎡ 妊娠豚舎 210.8㎡ 分娩・子豚舎 337.0㎡ 肉豚舎 781.3㎡ 自動給餌システム 5基 飼料タンク 7基 除ふん装置 5基 トラック2t 1台 糞尿処理施設 堆肥舎・貯留槽・活性汚泥槽 土壌蒸散槽・発酵槽など</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・優良種豚を定期的に導入する</p>	<p>高い肥育管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えるように努める</p> <p>飼料用米の導入等、新たな付加価値の創出を図る</p> <p>飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底する</p>	<p>ヘルパーや雇用労働力を導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

集落営農

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>20 普通作</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 水田 6,000a</p> <p>&lt;作付面積&gt; 水稲(主食用米) 3,000a 水稲(飼料用米) 1,500a 小麦 1,500a 大豆 1,500a 作業受託 水稲 1,500a (3作業以上・販売名義・処分権有)</p> <p>&lt;農業労働力&gt; 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・おおむね1集落内の農家から農地管理,機械作業を委託された担い手農家3件による集落営農経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 5基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台</p> <p>&lt;土地利用,技術等&gt; ・ブロックローテーションにより,水稲,小麦,大豆を作付けする ・農地中間管理事業による農地集積を図る</p>	<p>作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する</p> <p>計画的な農機具,施設の整備を行う</p> <p>構成員の役割分担の明確化により,効率的作業に努める</p> <p>組合の法人化を進め,経営基盤の強化を図る</p>	

## 2 地域ごとの基本的指標

各地域の主要な営農類型として、前掲第2の「1 本県の基本的指標」の中から、各々以下の類型で整理した。

- 県北地域：果樹（ブドウ）や畜産（肉用牛）など、9類型
- 県央地域：普通作（集落営農組織）や露地野菜（カンショ、葉物類）など、14類型
- 鹿行地域：施設野菜（イチゴ、果菜類、葉菜類）や露地野菜（カンショ）など、11類型
- 県南地域：普通作（水稲）や露地野菜（レンコン）など、15類型
- 県西地域：普通作（水稲+麦+大豆）や露地野菜（葉菜類）など、13類型

「各地域の主要な営農類型一覧」

No.	区分	営農類型名	地 域				
			県北	県央	鹿行	県南	県西
1	普通作	水稲	○		○	◎	
2	普通作	水稲+麦+大豆		○		○	◎
3	施設野菜	イチゴ	○	○	◎	○	○
4	施設野菜	果菜類（トマト）		○	◎	○	○
5	施設野菜	果菜類（ピーマン）			◎		
6	施設野菜	果菜類（キュウリ）					◎
7	施設野菜	果菜類（メロン+トマト）		○	◎		
8	施設野菜	葉菜類（ミズナ、ホウレンソウ、コマツナ等）		○	◎		○
9	露地野菜	カンショ	○	○	◎	○	○
10	露地野菜	レンコン		○	○	◎	
11	露地野菜	葉物類（ネギ、レタス、ハクサイ）	○	○		○	◎
12	果樹	ブドウ	◎			○	
13	果樹	ナシ		○		○	◎
14	施設花き	鉢物	○				◎
15	露地花き	コギク+ネギ		◎		○	
16	特用作物	原木シイタケ				◎	
17	畜産	酪農	○	◎	○	○	○
18	畜産	肉用牛	◎	○		○	○
19	畜産	養豚		○	◎	○	○
経営類型数			8	13	10	14	12

注) ◎：基本的指標を作成した地域、○：該当地域

[集落営農組織]

No.	区分	営農類型名	地 域				
			県北	県央	鹿行	県南	県西
20	普通作	水稲+飼料用米+小麦+大豆	○	◎	○	○	○

注) ◎：基本的指標を作成した地域、○：該当地域

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(法第5条第2項第3号)

県内の主要な7経営類型（普通作1類型、野菜3類型、果樹1類型、花き1類型、畜産1類型）の代表的な品目について、第1の1に掲げた本県農業の基本的な方向に沿って、第1の3の目標達成に必要な経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

#### 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作	<経営面積> 水田 1,500a  <作付面積> 水稻（主食用米） 900a 水稻（飼料用米） 600a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通作経営  <主な資本整備> トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経営診断の実施  資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止  農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜（イチゴ）	<経営面積> 施設 15a  <作付面積> イチゴ 15a	<経営の特徴> ・イチゴ専作経営  <主な資本整備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン 一式 炭酸ガス発生装置	労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
3 施設野菜（トマト）	<経営面積> 施設 20a  <作付面積> トマト 20a	<経営の特徴> ・トマト専作経営  <主な資本整備> パイプハウス 20a 灌水設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台		
4 露地野菜（レンコン）	<経営面積> 水田 50a  <作付面積> レンコン 50a	<経営の特徴> ・レンコン専作経営  <主な資本整備> トラクター30ps 1台 水圧堀取機 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台		

<p>5 露地野菜 (ネギ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 普通畑 70a</p> <p>&lt;作付面積&gt; ネギ 70a</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・ネギ周年栽培</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧機 1台 ネギ皮剥き機 1台</p>		
<p>6 果樹 (ブドウ)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 樹園地 50a</p> <p>&lt;作付面積&gt; ブドウ(雨よけ) 50a</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 簡易被覆ハウス(雨よけ) 50a 直売施設兼作業所 1棟 スピードスプレヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台</p>		
<p>7 畜産 (肉用牛繁殖)</p>	<p>&lt;経営面積&gt; 飼養規模 成牛20頭 普通畑 1.7ha</p> <p>&lt;作付面積&gt; 飼料用とうもろこし 1.7ha 稲わら集荷面積 2.0ha</p>	<p>&lt;経営の特徴&gt; ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営 ・堆肥交換により稲わらの確保に努める。</p> <p>&lt;主な資本整備&gt; 畜舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター 1台 ショベルローダー 1台 軽トラック 1台 コーンハーベスター 1台 コーンプランター 1台 マニユアスプレッダー 1台 ロータリープラウ 1台 ライムソー 1台 動力噴霧器 1台 給餌用ワゴン 2台</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>青色申告の実施</p> <p>財務分析による経営診断の実施</p> <p>資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p>	<p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>
<p>※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。  ※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。  ※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。</p>				

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項  
(法第5条第2項第4号)

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業従事者の減少や高齢化が進む中、本県農業を持続的に発展させていくためには、意欲ある人材の就農・定着を支援し、収益性の高い事業を展開できる経営感覚に優れた担い手を確保・育成していくことが重要である。加えて、地域の担い手の状況を踏まえ、異業種の企業や地域外の農業法人の参入なども進めることで、本県農業を支える多様な担い手を確保していく。

2 県が主体的に行う取組、農業経営・就農支援センターの体制

本県の農業を担う人材を確保し育成するため、法第11条の11の規定に基づき、県は、茨城県農林水産部農業経営課就農・農業参入支援室及び公益社団法人茨城県農林振興公社を、茨城県農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付ける。

なお、茨城県農林水産部農業経営課就農・農業参入支援室に茨城県農業参入等支援センターを、公益社団法人茨城県農林振興公社に茨城県新規就農相談センターを設置し、次の業務を行うこととする。

(1) 茨城県農業参入等支援センター

- ア 農業経営に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談者の課題に応じて中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家からなる支援チームを派遣する経営改善支援を行う。
- イ 法人化や経営改善、雇用環境改善等を促進するためのセミナー等を開催する。
- ウ 経営の移譲を希望する農業者に対し、関係機関と連携して、円滑な継承ができるよう支援する。
- エ 本県農業への参入を志向する異業種の企業や、地域外の農業法人に対する相談窓口を設置し、参入支援を行う。

(2) 茨城県新規就農相談センター

- ア 就農に関する相談窓口を設置し、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下、「就農等希望者」という。）に対してワンストップによる効果的な支援を行うとともに、青年農業者等の育成を図るために必要な業務を行う。
- イ 就農相談の際に求められる各種情報について、当該情報を持つ関係機関・団体等から集約し、就農等希望者に対して速やかに提供する。
- ウ 関係機関・団体における就農相談も併せて、一元的に就農相談情報の管理を行い、必要に応じて管理している情報を関係機関・団体へも提供する。
- エ 就農等希望者に対し、儲かる農業を実践する農業経営事例や、本県の恵まれた生産環境等本県農業の魅力を広く情報発信するとともに、インターンシップなど、優れた農業者の経営内容や取組について、直接見て体験する機会を提供する。
- オ 経営発展に意欲ある青年等に対し、就農前研修に至るまで、相談にきめ細かに対応するとともに、就農前研修の研修機関に関する情報を提供することにより、研修開始を支援する。
- カ 農業法人等への就農を希望する青年等に対し、円滑な就農相談が行われるよう、無料の職業紹介業務を行う。

3 関係機関との連携

県（農業経営・就農支援センター、農業総合センター、各地域農業改良普及センター、農業大学校

）、茨城県農業会議、茨城県農業協同組合中央会及び連合会、茨城県農業信用基金協会、各市町村各農業委員会、各農業協同組合、農業経営士協会等の関係機関・団体が相互に連携をとりながら、担い手の確保・育成に努めるものとする。

また、茨城県農業参入等支援協議会を農業経営・就農支援センターの伴走機関と位置付け、連携して農業経営の法人化や規模拡大、農業分野への企業参入及び第三者継承による円滑な経営継承を促進する。

加えて、各地域農業改良普及センターが所管する地域においては、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業者（農業経営士等）、地域農業改良普及センター等が一体となって、地域に根差した担い手の確保・育成を展開する。

上記に掲げた機関・団体が各々就農相談を受けた場合は、入手した個人情報の適正な管理に努めながら、必要な情報を共有するものとする。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（法第5条第2項第6号）

##### 1 農地の集積・集約化の推進方向

- 各市町村において、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定と連動し、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化の全体計画及び年次計画の作成により、集積・集約化の目標を明確にし、PDCAサイクルを回しながら、意欲ある担い手等への農地の集積・集約化を推進する。
- 特に、耕作者が不在となる可能性の高い一定規模以上の農地が存在し、地域の内外を問わず、意欲のある担い手への集積・集約化に積極的な地域については、県、市町村等関係機関が一体となって、規模拡大による所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等を対象に、農地のマッチングを集中的に進める。
- 具体的には、「地域計画」に基づき、市町村、農業委員会が収集した農地や担い手の情報を県や農地中間管理機構も共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にして、関係機関が一体となって農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。
- あわせて、対象とする担い手に対しては、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備、加工等による付加価値の向上、販路拡大など、儲かる農業の実現に必要な支援策を一体的に展開する。

##### 2 農地の集積・集約化に向けた推進体制

- 市町村は、「地域計画」を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域の内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。また、定期的な話し合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、計画の実効性を確保する。
- 農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、現地コーディネーターとして地域の話し合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。
- 県、市町村等関係機関が一体となって農地調整を進める意欲ある担い手への集積・集約化に積極的な地域への推進に当たっては、市町村及び農業委員会の推進体制を基礎とした上で、以下の役割分担の下、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。
  - ・ 県は、市町村、農業委員会から提供された農地や担い手に関する情報を基に、市町村域を越えた農地と担い手とのマッチングに当たるほか、地域の実情に合わせた推進方策を検討の上、農地の集



積・集約化のほか、担い手に対する技術・経営支援、農地整備など、所管する事業、施策の計画的な実施とフォローアップを行う。

- ・ 農地中間管理機構は、市町村、農業委員会から提供された農地や担い手に関する情報を基に、対象となる担い手を明確にした上で、地域に直接入り、農地貸借の調整、交渉に当たる。
- ・ 農業会議は、農地利用に関する実態調査や意向調査の進捗管理、とりまとめを行うとともに、農業委員会に対する研修会等の開催により、農地利用の最適化の推進に当たる。
- ・ 茨城県農業協同組合中央会、茨城県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、話し合いの促進により、各団体における農地と担い手とのマッチングを行うとともに、それぞれが所管する事業の推進に当たる。

### 3 農業経営基盤強化促進事業の推進

#### (1) 地域計画策定に係る推進

各市町村が地域の実情に基づいた実効性の高い地域計画を作成できるよう、県は、協議の場の設置に関する助言や農林事務所及び普及指導センターの協議の場への参画等、全面的な支援を行う。

#### (2) 利用権の設定等の促進

地域全体の農用地の有効利用を図るため、市町村は、農業委員会等の関係機関と協力し農地の貸し手の掘り起こしを行い、農地中間管理機構と貸し手の農地情報や借り手である担い手の情報を共有し、担い手への権利移動を円滑に進める。

#### (3) 農用地利用改善事業の推進

集落などのまとまりのある地域において組織されている農用地利用改善団体は、当該事業を活用して農用地利用規程を作成し、地域内の担い手へ農地を集積・集約化するとともに、担い手が不足する地域においては、地域の話し合いにより、農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）を推進する。

### 4 その他農業経営基盤の強化を促進するための事業推進

農用地の利用集積による生産性の向上を推進するため、圃場の大区画化を行うための基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等による区画の拡大等の支援等）や農地中間管理事業（担い手等への農地の集積・集約化や機構集積協力金の交付等）の積極的な活用を図る。

## 第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項（法第5条第3項）

農地中間管理機構の指定を受けた県公社が、農業経営の規模拡大や農用地の利用集積、農業経営基盤の強化等を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、「農地売買等事業」「農地売渡信託等事業」「農地所有適格法人出資育成事業」「研修等事業」を実施する。

県公社は、特例事業の実施に当たっては、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業や、その他の農地流動化のための施策と連携して行うものとする。

市町村が定める「地域計画」の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。